

令和4年度 第3回大島町農業委員会総会議事録

令和4年度定例大島町農業委員会が、令和4年6月24日（金）午前10時より大島町役場3階第3会議室にて開催された。

1、農業委員会委員は、次の通り

- | | | | | |
|--------|--------|--------|---------|---------|
| 1、新保鐵雄 | 2、向山吉昭 | 3、中拂晶 | 4、五十嵐初代 | 5、笠間隆夫 |
| 6、三田一也 | 7、春木望 | 8、中山定彦 | 9、中村富長 | 10、山本政一 |

2、農地利用最適化推進委員は、次の通り

- | | |
|--------|--------|
| 1、吉田義孝 | 2、澤田波夫 |
|--------|--------|

3、欠席委員(農業委員・農地利用最適化推進委員)

農業委員 欠席無し 農地利用最適化推進委員 欠席無し

4、出席職員は次の通り

中田太 産業課長
大原昭仁 農業係長
青木陽尚 主事

5、付議された案件

日程第1： 農地の転用のための権利移動の許可申請に係る意見について

日程第2： その他

6、本日の書記は次の通り

主事 青木陽尚

向山議長 それでは、令和3年度第3回大島町農業委員会総会を開催いたします。本日の出席委員は10名中10名、欠席委員は0名です。定足数に達しておりますので、総会は成立しております。なお推進委員の方2名中2名参加して頂いております。それでは、本日の日程につきましてお諮りいたします。お手元に配布している日程表のとおりといたしますがご異議ございませんか。

(～異議なしの声 多数～)

異議なしと認めます。大島町農業委員会規則第41条に規定する議事録署名委員は3番委員と4番委員にお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局の青木氏を指名

- いたします。それでは日程第1、「農地の転用のための権利移動の許可申請に係る意見について」について議案第5号上程いたします。事務局より説明をお願いいたします。
- 事務局(青木) それでは説明いたします。農地の転用のための権利移動の許可申請に係る意見についてです。申請人及び譲受人は□□▲番▲、〇〇。譲渡人は同じく、□□▲番▲、〇〇。申請地は、□□▲番▲、面積は▲平方メートルです。申請事由ですが、譲受人である〇〇は、今回の申請地を無償譲渡により所有者である〇〇より取得し、住宅を建設するというものです。申請地の農地区分といたしましては、農業振興地域以外の農地であり第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれにも該当しないことから、第2種農地と判断されます。次のページをご覧くださいますと、申請地への案内図となっております。申請地は、□□を□□方面へ▲mほど進んだ□側になります。次にページをご覧くださいますと申請地の公図となります。次のページをご覧くださいますと転用計画図となります。以上です。
- 向山議長 ありがとうございます。ただいまの説明内容に関連して、地区担当委員の方から補足説明等ありましたらお願いいたします。
- 中拂委員 はい。
- 向山委員 はい、3番。
- 中拂委員 6月20日午後1時半から事務局大原係長と私と新保さんと山本政一さんと4人と〇〇さんの5人で現地を視察しました。この土地は現在農地なのですがでも以前2、30年前にやはり家を建てる目的でその頃は山林だったそうです。家を建てるために購入というか取得したみたいなのですがでも。その後ちゃんと整地もされていまして隣との警戒もしっかりとブロックが積んでありまして境界もしっかりと分かるようになっておりました。□側はもう□□に面していてなかなか畑地というよりも宅地にするのに良いところなのかなと思いました。綺麗に木も取ってありますし整地もされているしあとはもう家を建てるだけの土地かなと感じました。普通畑でその山林からのうちに切り替えたのがどういう経緯かっていうところまでは聞き取れなかったのですがでも農地であることで申請をしてきたということでした。行った農業委員3名とも問題なしと判断いたしました。以上です。
- 向山議長 ありがとうございます。只今の担当地区委員の説明について発言のある方は挙手願います。
- 笠間委員 はい、5番。
- 向山議長 はい。
- 笠間委員 これは何年か前に家を建てるために購入してその時は何も手続きをしなかったのですか。
- 中拂委員 家を建てるそこまではいかなかったようなことをおっしゃっていました。
- 笠間委員 建てる前にこういう申請が必要ですね。そういう事はしていなかったのですね。
- 事務局(青木) 特にそういうのをしたということはこちらでもお聞きしていないですね。
- 笠間委員 二重になれば意味はないですもんね。
- 事務局(青木) はい、そうですね。地目は畑になっておりますので変更はされていないようです。
- 笠間委員 されてない。

- 事務局(青木) はい。
- 笠間委員 そこまで調べるのも大変ですもんね。何十年も前のその農業委員会の記録とかっていうのは調べてないですよ。
- 事務局(青木) そうですね。議案までは調べられていません。
- 笠間委員 別に家を建てるのだから問題ないか。あと、この申請は親子でしょう。
- 事務局(青木) はい。
- 笠間委員 問題無いと思います。前にその申請していて二重になっていなければ。
- 事務局(青木) そうですね。生前贈与という形になります。
- 中拂委員 その後に農地にしたって言っていましたっけ。
- 事務局(大原) そうです。本来、山林のまま置いておけばよかったと思うのですが、それを当時はなにか狙いがあり畑にしてみたいです。それで、そこに最初に家を建てようと思ったようですが自分の親の近くに建てられるようになって、お母さんの方が。で、そちらに建てたから今回の申請地がそのままの今畑として放置されているみたいです。で、娘さんが□□で今親と一緒に暮らしているのですが、□□で泊りがあったり明けがあったりと。親との生活のバランスが崩れてしまい、親にも迷惑かけるのでこちらの方に自宅を建てたいという話でした。
- 笠間委員 わざわざ畑にした。山林を。
- 中拂委員 それも随分前の話でしたよね。もう何十年も前の話だったように聞きましたけど。
- 笠間委員 それは農業委員会で検討とかそういうのはしない事項なの。
- 事務局(青木) 山林から畑は。
- 笠間委員 畑にするのだから別に問題はないか。
- 事務局(青木) そうですね。
- 笠間委員 畑を転用するなら問題だけだな。
- 山本委員 10番。
- 向山議長 はい、10番。
- 山本委員 家を建てるために買った農地だったら山林化している農地だったのではないですか。最初から。
- 中村委員 ああ、その昔。
- 三田委員 だから地目は山林で現況は農地だったのではないですか。で、その時に分筆して農地だから農地として利用するというような流れではないですか。
- 笠間委員 はい。
- 向山議長 はい、5番
- 笠間委員 それで、区画をブロックで打ってあるのでしょうか。
- 中拂委員 あります。ですからほんとにブロックで境界のところは隣と地所のつながりのところはブロックがしてあって、で二方は道に面していますからあのもう一方がブロック。こちらが隣との続きでそこは境界の杭が打ってあるぐらいでした。
- 三田委員 いいじゃないですか。地目が山林よりも農地の方が税金高いはずですから。町としては損していないですから。いいじゃないですか。
- 向山議長 その他、どなたか。ありますか。無いようでしたら、良いですか。

(～はいの声 多数～)

向山議長 日程第1議案第5号「農地の転用のための権利移動の許可申請に係る意見について」原案の通り許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員 挙手)

向山議長 全員賛成ですので議案第5号については原案の通り許可相当とし東京都へ進達いたします。続きまして日程第2、「その他」について事務局より説明をお願いいたします。

事務局(青木) はい、説明いたします。会長報告です。日程第2の方で載せさせていただきました。5月31日に農業委員会の会長、事務局で「令和4年度島しょ地区通常総会、全国農業委員会会長大会」へ出席いたしました。島しょ地区通常総会では主に昨年度の収支の決算、今年度の収支予算の確認等が行われました。全国農業委員会会長大会では、主に全国農業会議所や農業委員間での意見交換が行われました。また、そのなかで農地法の一部改正が発表されまして、内容は基盤強化法等の申請時の下限面積の撤廃が行われました。以上です。会長からは何かございますか。

向山議長 ありがとうございます。それではあの会長として総会に出席したので一応簡単に説明いたします。まず島しょの通常総会に出席しまして、1号議案は令和3年度の事業報告、収支、決算について。2号は4年度事業計画、収支予算の設定について。3号議案が4年度会議の賦課金徴収方法の決定について。4号は一般社団法人東京都会議の理事監事の推薦についてありました。全部一応議案は異議なしで通りました。私も今回初めて組織を知ったのですが島しょ農業協議会では大島、利島、新島、三宅村、八丈島が参加しました。で大島は私と青木さん。利島は会長1人ですね。新島は会長1人。三宅島は会長と事務局。八丈島は会長と事務局。全部の議案を終えて、その後、日比谷公会堂にて、全国農業委員会会長大会がありました。今月出席してきた東京都の農業委員会総会は、立川のホテルエミシアで開催されました。会議のなかで東京都の全国大会の時も顕彰、表彰、がありました。かなりの人数が表彰されていました。過去の表彰社名に春木さんの表彰も載っていました。その会議の中で農地法の3条、下限面積要件の廃止という内容がありました、今までは何でも農業というには下限面積があり難しかったです。以前は900坪、3000平方メートルとか、それが以前、私が意見出して今は1000平方メートルで済んでいるんですよ。それでもまだ多いように思います。国レベルでは何でもかんでもそういう下限面積は必要だということで、下限面積と就業日数が150日と決まっていますよね。この2つが合致しないと農業者と認められないんですよ。そんなことを続けていたら日本中藪だらけになるため、普通の家庭菜園的なものでも農業として認めるということだそうです。土日の休みに家庭菜園的なことをやって、草刈とかをやって綺麗にして自給自足みたいな、そういうものを推奨してくれということだそうです。それも農業として認めるということです。それによって例えば、畑になっていればゴミの不法投棄の原因も解消されるし。また有害鳥獣の寝床も解消されるので、そういう意味合いもあって、一石二鳥、三鳥にもなります。そういうことも皆で推奨していきましょう。率先して解消したいということを他の委員会でも言っていました。あとは、農地パトロールは重点的にやると他の委員会でもそういう話は出ていました。パトロールを実施した時は記録カードを必ず記入してくださいと。どういう項目で実施したとか、

中を見ると例えば八丈町なんかは5回、10回あったとしても記録カードは4枚とか、3枚とかしか出さないとかそういうことも書いてありました。だから必ずちょっとした案件でも、記録カードだけは必ず出してください。あと、推奨したいのは全国的に、この大島も昔はやったことがあるのですが農業新聞の推進です。ここのところ大島はやってないです。中には、1人当たり10部くらい推進した農業委員会もあります。現在大島にはほとんど普及していないです。だからそういうのを推進してくださいと、そういう話は出ていました。あとは中間管理事業を推進してほしいとのことです。借り手を先に見つけて借り手が見つければ貸し手の方が中間管理機構に貸して中間管理機構から借り手が借りる。それを推進してくれというそういう話も出ました。以上です。

事務局(青木) ありがとうございます。では続いて表彰になります。これは前回5月に皆様にお話しさせていただきまして表彰をどなたか推薦したい人がおりますでしょうか。

向山議長 先月。

事務局(青木) はい。こちら表彰の推薦等ございますでしょうか。特にないですかね。

向山議長 特にないようでしたら、第42回農業後継者顕彰事業のこの表彰は7月29日が推薦の期限ですので来月にでも何かあれば26日だから来月じゃ間に合わないですか。

事務局(青木) ギリギリ取りまとめれば間に合うと思います。

向山議長 あともう1つの表彰は8月の第62回企業的農業経営顕彰事業。これは8月の31日だからまだ締め切らないですよ。もし可能であれば今のうちに、どなたか考えありましたら。無いですかね。よろしいですか。はい。表彰者はいないという事で農業委員会業会議に報告をします。

事務局(青木) よろしくお願ひします。続きまして前回こちらでも出まして大島町で取り扱っている補助金ということで以前お話がありまして今回第3回で説明させていただくということでしたので説明させていただきます。現在、補助金は都から出ているものが主になります。この補助を受けるのが、主に認定農業者と認定新規就農者の方になります。まず認定農業者で、山村離島の補助金になりましてこちらは施設の整備等を行う際に活用される補助金になります。こちらは道具だったり器具だったりっていうのを購入する際に活用されます。こちらが大体50万円以上のものを買った際に補助がされるというものになっております。もう1つが農地再生支援事業というものになりましてこちらは農地を借りたり、購入したりした際、農地が荒廃農地となっている場合そちらの整備をする際に補助されるという事業になっております。今お話しした2つは認定農業者さんが利用できる制度になっております。次に認定新規就農者が利用できるものといましては次世代人材支援事業と言ひましてこちらが今年から名前が変わりまして新規就農者育成支援事業という形になりました。こちらは認定新規就農者の方が担い手となって大島で農業を始める際に利用できるものになっております。もう1つがですね、新規就農者定着支援事業という形になっておりまして、こちらは新規で大島で農業される方が島で農業を行う際の加工施設等を建設する際に活用されるものとなっております。こちらは下限が20万円となっております20万円以上のもので補助がされるというものになっております。新規就農者定着支援事業の方はですね、内容は山村離島の補助のものと似ているのですが内容の違いといましては山村離島の補助が最低50万というところ

が定着支援事業は最低が20万円以上ということになっております。ただですね、両方とも活用されるものが違いまして整備するための道具や器具に使うのが山村離島に対して加工施設を建てる際に補助されるものが定着支援事業になっております。計この4つが今大島で活用できる補助になっております。この他にも今大島町の方で実施している事業が肥料や飼料を購入する際に購入した分の補助を行うものがございまして、そちらが1万円以上購入いただいた際にその1000円以上切り捨てという形ですね。補助をさせていただくものとなっております。詳しくは産業課の窓口はその資料がございしますのでそちらご覧いただければと思います。説明は以上になります。

向山議長 ありがとうございます。

山本委員 はい。

向山議長 はい10番。

山本委員 その資料コピーいただけないですか。

向山議長 うん、そうだな。うん。あの各園芸組合にも貼ってあんだよね。

事務局(青木) 補助金の資料ですか。

向山議長 園芸の方で貼り付けてあったな。

笠間委員 補助金でしょ。肥料のじゃなくて。

山本委員 肥料のじゃなくて。今の説明の。

事務局(青木) 今のものは、メモ程度に私が作ったものになりますのでそういった紙が実際に無く、皆さんに共有させていただくとすると資料を作成しなければならない為、お時間を頂きます。

山本委員 そうすれば説明しやすいよ。

事務局(青木) 分かりました。

中拂委員 今説明したもののメモでもいいからいただければありがたいです。

事務局(青木) 分かりました。ではそちらもちよっとお時間いただくと思いますが。

中山委員 会議録で最後ちゃんと整理されているでしょ。されるのだよね。閲覧ができるでしょう。

事務局(青木) 物自体がちょっと僕の方で確認できていないのでその資料のご説明。

中山委員 資料じゃなくて。

事務局(大原) 今のこれに入っているからちゃんと議事録にしたら、それを渡せばよいのでしょうか。

中山委員 会議録を作るでしょ。閲覧してみてチェックしてもらえば良いのですよ。

事務局(青木) はい、分かりました。

中拂委員 それはそれで良いのが、農業委員が農家の方に説明するために今報告を受けた補助の内容のものがメモ書きでもいいからコピー渡してもらえれば皆さんに説明しやすいってことで農業委員が農家の人に説明するために資料としてほしいです。

中山委員 箇条書きでよいですから。

笠間委員 良いじゃない。

中拂委員 議事録とはまた別に考えていただいた方が良いでしょう。議事録は議事録で見てもらえれば良い訳なのですが。

事務局(青木) では、作成いたしますが注意いただきたいのが認定農業者、認定新規就農者しかご利用できないということでそちらはご了承いただければと思います。

- 笠間委員 これははっきりしてくれるとありがたいです。この前の山村離島で私がカッターを頼んで、そんなに高いものでなくていいからと思い、30万くらいで申請しようとしたら対象になりませんでした。50万円以下は対象にならないということですね。
- 事務局(青木) そうですね。
- 笠間委員 だからそういう情報を自分含むみんなが知らないからちゃんと示してほしいです。
- 事務局(青木) はい、分かりました。
- 中拂委員 今回の説明文のメモで良いですからコピーして頂ければ助かります。
- 向山議長 私から良いですか。今の話関連ですけど、やっぱり認定農業者に認定されるといろんな面で利点があるので、可能な限り努力して認定されるように盛り上げていきましょう。八丈町なんか凄いですよ。人数も規模も稼いでいる金額も、委員さんも大島よりも多いみたいです。もう1つ、新規就農者支援研修センターの件ですけど、今年度0人ですよ。今年度、研修生。
- 事務局(青木) はい。
- 向山議長 それは何で0人なのか、魅力がないのかな。私もこの間農業会議で話したのですよ。新規就農で2年間勉強してプロになって、いざ畑を始めるとなったとき、まだ就農したばかりだから畑を買うまでの状況じゃないそうです。どこから貸借して一生懸命やっていますと言ったのですよ。例えば奥さんがいたり子供がいたりしたら、生活出来ないという話をしたのですよ。はっきりと。何とか生活出来るよう手を打ってくださいと。今の状況じゃ所帯を持たず1人で就農しても生活はできないですよ。中には卒業生で、1人でも生活できないということで、アルバイトをやったりしている人もいますよ。それが現実です。だから1人でも2人でもどんどん大島に誘致して、畑はいくらでも広い畑があるのだから、今や機械で伐根やチェーンソーで切っておいてユンボで起こしてトラクターかければすぐ畑になっちゃう。土は良いからね。腐葉土がどんどん溜まっているのだから、私がそんなことを言う資格が本当は無いけどさ、何とかそういう若い人達が大島に来て住み着いて就農して、継承しないと次世代に繋がらないからと。そういう事も書いてありますよ。大島だけじゃなくて、他のところも皆そうみたいです。少子高齢化になって後を継ぐ人がいない。国でもやはりうまくいかないみたいです。全国的に担い手が少ないみたいです。だからこれが続けば農業自体が無くなる、日本の食料自給率は下がり続けますよ。仮に今戦争が始まってしまうと大変なことになってしまうのですよ。今でさえ困っているでしょう。だから国は出来るだけ自給率を上げたいという意向です。
- 山本委員 ちょっと良いですか。
- 向山議長 はい。10番
- 山本委員 新規就農者で研修生を入れても農地を自分で探すというのがネックで、それをまず解決していかなければならないと思います。島外の人が農地を探すのはほんとに大変だと思います。
- 事務局(青木) はい。
- 山本委員 そこがまず大変なので、気力を失くす要因なのかもしれないです。
- 向山議長 それは委員会で斡旋して解決するべきですね。

- 山本委員 それともう一つ、新規就農にあたってもう少し負担の無いように、農地を町等で交渉して考えていくようにやってくれると良いと思う。
- 事務局(青木) はい、検討いたします。ありがとうございます。
- 中村委員 今色々な話を聞いて理想と現実は大分違うけど平成10年頃は農家件数が確か私の記憶では、間違えていたら悪いのだけど590世帯くらい。で農家人口も約1200、1300人。今は160世帯くらいですか。聞いた話だと。去年だか今年聞いた160くらいで、そうして減っていく中でやはり今の話を盛り上げるというのは容易ではないと思います。口では言っても、実際差木地を例にとると認定農業者は今5、6世帯しかないのではないのかなと思います。1番良い時で14世帯くらいあったのだけど。だからやっぱりその農業から離れている人が多い中でそれをどうやって食い止めるかというのは中々理想と現実では違うけど、話はしていかなければならないとは思っています。そんなところでお互いに、皆さんも大変でしょうけど会長が先ほど言ったように、少しでも皆さんに、例えば家庭菜園的でもいいから農業に魅力を感じるような方法、手助けを色々考えていかなければと思います。
- 向山議長 大島町は139ってなっている八丈さんは319ある。
- 中村委員 何が。
- 向山議長 農家数。今大島町は139。
- 中村委員 何年か前は160世帯あったのに。
- 向山議長 八丈町が319。数が全然違いますね。
- 中村委員 6年前ですよ、160世帯は、だけど今は130。
- 向山議長 だけどこれだって完全じゃないからもっと低いと思います。実際の人数は。
- 山本委員 認定農家じゃなくですか。
- 向山議長 認定農家じゃないです。
- 中村委員 認定農業者じゃないです。認定農業者はそんなにいないです。
- 向山議長 認定農者はもっと少ないです。
- 笠間委員 認定農業者が少ないという事に対して私ははっきり言ってそこまで高くはないと思います。認定農業者は300万円以上だったかな。収入が。
- 事務局(青木) そうですね。その計画を立てなければならないです。
- 笠間委員 そこまでいかないから、そこを目指して就農していくということなのだけど、認定農業者になると何か他に損なこととかあるんですかね。認定農業者じゃない方が良いとか。
- 事務局(青木) 損というのは特にないです。
- 中村委員 損かどうかは分からないのですが、5か年計画とかそういうものを毎回提出して達成できなかったらまたその提出物があって、とかそういうことじゃないですかね。そこで仰っていたように収入がどうこうということも絡んできますから。認定になったら特別マイナスがあるというような訳ではないですが、そういった事務的な面倒くささが確かにあると思います。あとは、じゃあ認定になったら何がいいのと言ったら補助が活用できることですよね。
- 山本委員 10年も20年も前の話なのけども、作物は何を作って、売り上げはいくらとか、面積とか、そういう報告の義務があったのですよ。私はそういうのに嫌気がさしました。

- 中拂委員 もう10年じゃ効かないと思うのですが。20年くらい前に物凄く。
- 中村委員 昭和61年、噴火当時からあったから。
- 中拂委員 認定農業者制度っていうのが始まった時に皆さんがなったような記憶がありますけども。農家をやっている人は認定農業者。なった方が色々なことで有利だということだったから結構ほとんどの人が入ったような気がしましたね、あの頃は。
- 山本委員 認定農家じゃなきゃ補助がなかったですからね。
- 中山委員 ブバル栽培のあの人たちはいっぱい稼いでいますからね。そういったことをやっていけるかどうか、八丈なんてロベで稼いでいますもんね。
- 向山議長 何しろ農業で食える農業を展開していかないといけないです。
- 中山委員 食えないとしょうがないですからね。
- 向山議長 食える農業というのが以前打ち出したことあったけど。食えなければしょうがないですから。今のままでは難しいのではないですか。何とか中心になってやらなければ。この農業経営改善計画認定数。括弧で経営体となっているもの。これちょっと意味が分からないのだけど、令和3年3月末で大島町は20になっているのですよ。八丈町は97。全然違う。
- 三田委員 はい。
- 向山議長 はい、6番
- 三田委員 この経営体というのは法人格を有しているところ。だから何人かで集まって協働経営っていうのが経営体。あとは個人。
- 向山議長 数が八丈町と大島町では歴然の差がありますね。一生懸命やっている八丈町。
- 三田委員 ちょっと前仕事の時の事なのですが、最初に来た新規就農者の方は1年目で土地を一生懸命探していたと。ところが土地はなかなか出てこなかったんです。そういうような形で、農業委員会でいかに寝ている土地を起こしてやるか。それに全力を上げなければと思います。まずは地面がないと農業できません。そこから考えていかなければと。
- 中拂委員 すみません。
- 向山議長 はい、3番。
- 中拂委員 そのことなのですが、その眠っている農地を掘り起こして農業者に提供するっていうのはよく分かります。そうしないと農地も増えないし活性化しないだろうっていうのは分かりますがその眠っている農地を起こすための資金が全部その新規就農者に回っていったら、それこそ大変なことになってしまうと思うのですよ。もちろん補助事業があるとしてもその4分の1は個人が持たなくてはいけない訳ですから。だからそこを何とか眠っている土地を活用できるところまで持って行ってやるということを考えないと、東京から全く農業を知らない人たちがやってきて、その全く分からないところで土地を探したり、土地を綺麗にしたり、それはちょっと辛いものがあるのではないかなと思います。だからそこまでを何とかしてその利用できる土地を提供できるように何とかできないかなと思います。そこまでの資金もやる人たちに押し付けるっていうのはやはり少しやりにくいのでは無いかなと思います。
- 三田委員 リフレッシュ事業とか色々、新規就農等で借りた人に対しての還元と言いますか。それに対する補助はありますよね。

- 事務局(青木) そうですね。ありますね。
- 三田委員 だからそういった情報を一覧表にして私達が説明しやすいものを作る、という意見はまさしくそれだと思います。
- 笠間委員 補助といっても結果的には100%の補助ではないでしょう。
- 三田委員 はい、そうですね。
- 笠間委員 そこがネックだよな。借りるのは銀行で借りられるから。それは結果的には自己資金が無ければ進まないということで。参考になるかわかりませんが、私が知っている人で80歳過ぎていて人でハウスをいくつも持っていてその人が言うには、今更ハウス作ってどうするんだと言うと、俺ができなくなったらその新規就農者に使いたい人がいるでしょうからそういう人に貸しても良いのだ。という人もいます。だからそういうところを上手く掘り起こせば相当大島にはハウス作っている人がいると思う。
- 五十嵐委員 4分の1くらいは個人負担になってしまうでしょう。
- 笠間委員 だからもう作ってあるから。
- 五十嵐委員 作ってあるのは良いけど今は空き地と言ってもほとんどがもう雑木で凄いいじゃないですか。
- 笠間委員 だからそれを伐根するのが大変でしょ。
- 五十嵐委員 そうというのは町とか。
- 中拂委員 今利用されている土地をその後に使うかということですよね。
- 笠間委員 そういう所も結構あるのではないかと思うのですよ。
- 五十嵐委員 そうというのは良いのよ。
- 笠間委員 使わないでどんどんビニール剥がれれば錆びてくるし。
- 向山議長 休憩にします。暫時、休憩としますので。
(～休 憩～)
- 向山議長 それでは再開します。大島だけではないですけどね。皆で努力していい方向に向けて考えていきましょう、そのために皆さんの力も貸してください。お願いします。それからですね、例のこれがあるよな。農地利用状況調査。
- 事務局(青木) はい。利用状況調査の紙を持ってきましたので。
- 向山議長 ありがとうございます。ただいまの説明内容に関して発言のある方は挙手願います。
- 向山議長 あの他のご意見何かございます。なければこれでいったん終わりにして良いですか。いったん閉会。特にないようですのでこれをもちまして第3回大島町農業委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

この会議録は書記が調製したもので、その内容については相違ないことを認め署名する。

大島町農業委員会

委員

大島町農業委員会

委員